

第5条 輸入青果物検疫要綱（昭和62年4月15日付け62農蚕第2006号農蚕園芸局長通達）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
（合格基準） 第9 検査の結果、当該青果物が、<u>規程第2条第1項の要件に該当すると認められる場合は</u>、これを合格とする。 （不合格の通知） 第10 植物防疫官は、検査の結果当該青果物が<u>規程第2条第1項の要件に該当しないと認めたときは</u>、これを不合格として、直ちにその旨を輸入者又は管理者に通知し、<u>法第9条第1項、第2項又は第3項の規定に基づき</u>、自ら当該青果物を消毒（くん蒸、選別、除去等の措置をいう。第2項を除き、以下同じ。）若しくは廃棄（焼却、埋没等の措置をいう。以下同じ。）し、又は輸入者若しくは管理者に消毒若しくは廃棄すべきことを命じなければならない。 2 植物防疫官は、当該青果物に<u>法第7条第1項第1号又は第3号に掲げる輸入禁止品</u>が付着し、若しくは混入している場合又は<u>規則別表2に掲げる輸入禁止植物が混入している場合であって、その除去又は選別が容易であり、かつ、監督及び取締上支障がないと認められるときは、規程第2条第2項の規定に基づき</u>、当該青果物の消毒（除去又は選別の措置に限る。）を命ずることができる。 3 （略） （消毒方法等の基準） 第12 （略） 2 前項ただし書において植物防疫官が認めることができる消毒方法は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）<u>第3条</u>の規定により登録されたものに限る。 （消毒を行う場所） 第13 （略） （1） （略） （2） 輸送中に検疫有害動植物<u>又は法第7条第1項第1号若しくは第3号に掲</u>	（合格基準） 第9 検査の結果、当該青果物が<u>規程第2条の各号に該当すると認められたときは</u>、これを合格とする。 （不合格の通知） 第10 植物防疫官は、検査の結果当該青果物が<u>規程第2条の各号の一に該当しないと認めたときは</u>、これを不合格として、直ちにその旨を輸入者又は管理者に通知し、法第9条第1項の規定に基づき、自ら当該青果物を消毒（くん蒸、選別、除去等の措置をいう。第2項を除き、以下同じ。）若しくは廃棄（焼却、埋没等の措置をいう。以下同じ。）し、又は輸入者若しくは管理者に消毒若しくは廃棄すべきことを命じなければならない。 2 植物防疫官は、当該青果物に<u>土</u>が付着し、若しくは混入している場合又は規則別表2に掲げる輸入禁止植物が混入している場合であって、その除去又は選別が容易であり、かつ、監督及び取締上支障がないと認められるときは、当該青果物の消毒（除去又は選別の措置に限る。）を命ずることができる。 3 （略） （消毒方法等の基準） 第12 （略） 2 前項ただし書において植物防疫官が認めることができる消毒方法は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）<u>第2条</u>の規定により登録されたものに限る。 （消毒を行う場所） 第13 （略） （1） （略） （2） 輸送中に検疫有害動植物の分散を防止する措置がとられること。

げる輸入禁止品の分散を防止する措置がとられること。

(3)・(4) (略)

2・3 (略)

(不合格青果物の積戻し)

第14 植物防疫官は、第10の規定により消毒又は廃棄を命じた青果物について、輸入者又は管理者から積戻許可申請書（別記様式5）の提出があった場合において、監督及び取締上適当であると認めるときは、第10第1項の規定にかかわらず、規程第3条第5項に基づき、これを許可することができる。

2 前項の場合において、検疫有害動植物又は法第7条第1項第1号若しくは第3号に掲げる輸入禁止品の分散防止等監督及び取締上必要と認める範囲内で条件を付することができる。

3・4 (略)

(輸入認可証明書の交付)

第20 植物防疫官は、輸入者又は管理者から輸入認可証明書を発給してもらいたい旨の申し出があり、次の各号の一に該当するときは、青果物輸入認可証明書（別記様式7の（イ））を交付することができる。ただし、植物等輸入認可証印（別記様式7の（ロ））を押印した第2の検査申請書の写しをもって青果物輸入認可証明書に替えることができる。

(1)～(2) (略)

(合格の証明)

第22 植物防疫官は、第9の規定により当該青果物を合格としたときは、法第9条第5項及び規則第19条の規定に基づき合格した旨の証明をしなければならない。

(情報の提供)

第23 (略)

(削る。)

(3)・(4) (略)

2・3 (略)

(不合格青果物の積戻し)

第14 植物防疫官は、第10の規定により消毒又は廃棄を命じた青果物について、輸入者又は管理者から積戻許可申請書（別記様式5）の提出があった場合において、監督及び取締上適当であると認めるときは、第10第1項の規定にかかわらず、これを許可することができる。

2 前項の場合において、検疫有害動植物又は土等の分散防止等監督及び取締上必要と認める範囲内で条件を付することができる。

3・4 (略)

(輸入認可証明書の交付)

第20 植物防疫官は、輸入者又は管理者から輸入認可証明書を発給してもらいたい旨の申し出があり、次の各号の一に該当するときは、青果物輸入認可証明書（別記様式7の（イ））を交付することができる。ただし、植物輸入認可証印（別記様式7の（ロ））を押印した第2の検査申請書の写しをもって青果物輸入認可証明書に替えることができる。

(1)～(2) (略)

(合格の証明)

第22 植物防疫官は、第9の規定により当該青果物を合格としたときは、法第9条第4項及び規則第19条の規定に基づき合格した旨の証明をしなければならない。

(情報の提供)

第23 (略)

附則（令和2年12月25日2消安第4274号）

1 この通知の施行の際限にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

2 この通知の施行の際限にある旧様式による用紙については、当分の間、こ

別記様式 7（第 20 条関係）

(イ) (略)
(ロ)
(削る。)



備考 (略)

別表 1（第 12 関係）

1 青酸ガスによる消毒方法の基準

検疫有害動物の種類	方法	薬量	時間	倉庫の等級	摘要
(略)	(略)	液体青酸 1.8g/m ³ (10℃以上 20℃未満) 青化ソーダ	(略)	(略)	(略)

れを取り繕って使用することができる。

別記様式 7（第 20 条関係）

(イ) (略)
(ロ)



(新設)

備考 (略)

別表 1（第 12 関係）

1 青酸ガスによる消毒方法の基準

検疫有害動物の種類	方法	薬量	時間	倉庫の等級	摘要
(略)	(略)	液体青酸 1.8g/m ³ (10℃～20℃) 青化ソーダ	(略)	(略)	(略)

		10.8g/m ³ (10℃ <u>以上</u> 20℃ <u>未</u> <u>満</u>) 5.4g/m ³ (20℃ <u>以上</u>)			
--	--	--	--	--	--

2 臭化メチルによる消毒方法の基準

検疫有害動物の種類	方法	薬量	時間	倉庫の等級	摘要	備考
かんきつ類、なし、りんごに付着又は食入する検疫有害動物	(略)	48.5g/m ³ (5℃ <u>以上</u> 10℃ <u>未</u> <u>満</u>) 40.5g/m ³ (10℃ <u>以上</u> 15℃ <u>未</u> <u>満</u>) 32.5g/m ³ (15℃ <u>以上</u> 20℃ <u>未</u> <u>満</u>) 24.5g/m ³ (20℃ <u>以上</u> 25℃ <u>未</u> <u>満</u>) 16.0g/m ³ (25℃ <u>以上</u>)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)			(略)

3 選別による消毒方法の基準 (略)

		10.8g/m ³ (10℃ <u>以上</u> 20℃ <u>未</u> <u>満</u>) 5.4g/m ³ (20℃ <u>以上</u>)			
--	--	--	--	--	--

2 臭化メチルによる消毒方法の基準

検疫有害動物の種類	方法	薬量	時間	倉庫の等級	摘要	備考
かんきつ類、なし、りんごに付着又は食入する検疫有害動物	(略)	48.5g/m ³ (5℃ <u>以上</u>) 40.5g/m ³ (10℃ <u>以上</u>) 32.5g/m ³ (15℃ <u>以上</u>) 24.5g/m ³ (20℃ <u>以上</u>) 16.0g/m ³ (25℃ <u>以上</u>)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)			(略)

3 選別による消毒方法の基準 (略)